誓　約　書

　海上保安庁から受領した海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業に関する特定資料について、当社は応募者を代表して、下記の秘密の保全に関する遵守事項を厳守し、厳重に管理するとともに、応募者の故意又は過失により秘密が漏洩した場合についての一切の責任を負うことを誓います。

記

（秘密の保全に関する遵守事項）

（一般事項）

第１条　代表企業、代表企業以外の構成員、協力企業（以下、個別に又は総称して「応募者」という。）は、海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業（以下「本事業」という。）の事業提案書の作成を目的に海上保安庁が提供する特定資料を使用することができ、この遵守事項の定めるところにより、秘密の保全に万全を期さなければならない。

（特定資料）

第２条　秘密保全が必要な資料（以下「特定資料」という。）は、海上保安庁が本事業の一次審査通過者に個別に交付する一切の資料（特定資料に関する質問回答を含む）とする。

　２　　応募者は、特定資料を本事業に関係のない者に提示し、又はその情報を漏えいしてはならない。

　３　　応募者は、本事業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定資料を提示し、又はその情報を漏えいしてはならない。

（提供）

第３条　海上保安庁は、特定資料を事業提案書作成説明会時に手交にて提供する。

（特定資料の複写等）

第４条　応募者は特定資料のデータのコピー、複写又は写真撮影等による複製（以下「特定資料の複写等」という。）を行う場合は、管理簿を作成し、記録する。

２　代表企業は、代表企業以外の構成員、協力企業が特定資料の複写等を必要とする場合、本遵守事項に基づき、提供又は貸与することができる。

（特定資料であることの表示）

第５条　応募者は、特定資料の複写等を行ったときは、これらに秘密の表示、管理番号等の表示を行う。

（特定資料の管理等）

第６条　応募者は、特定資料について、秘密の保全を徹底し、厳重に管理しなければならない。また、特定資料の処分等については、海上保安庁の指示に従うものとする。

（秘密の保全状況の確認）

第７条　応募者は、秘密の取扱のため必要な薄冊を整備し、毎月1回以上、秘密の保全状況について点検を行い、記録しなければならない。

　２　　海上保安庁は、必要があると認める場合、簿冊の確認を行うほか、秘密の保全状況を確認し、又は必要な指示を代表企業に与えることができる。

（特定資料の返納等）

第８条　代表企業は、発注者が交付した特定資料及び第４条の特定資料の複写等を、開札後、直ちに海上保安庁に返納しなければならない。

　２　　代表企業は、代表企業以外の構成員、協力企業に対し、開札前までに特定資料を返却させなければならない。

　３　　応募者は、特定資料により知り得た秘密事項、情報等について、返却後においても第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（事故発生時の措置）

第９条　応募者は、秘密の漏えい、滅失等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を速やかに海上保安庁に報告しなければならない。

２　　代表企業は、代表企業以外の構成員、協力企業に、秘密の漏えい、滅失等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置をとらせるとともに、その詳細を速やかに報告させなければならない。

（特定資料に関する事業内容の非公表）

第１０条　応募者は、本事業のうち特定資料に関する事業内容を公表してはならない。ただし、予め海上保安庁の確認を得た場合は、この限りではない。

以上

令和　　年　　月　　日

応募者名 XXXXXXXXXXXXXXX

商号又は名称 XXXXXXXXXXXXXXX（　　　　）

所在地 XXXXXXXXXXXXXXX

代表者名 XXXXXXXXXXXXXXX　㊞

本件責任者 所属 ：

 　　 氏名 ：

担当者 所属 ：

 　　 氏名 ：

 　　 電話①：

 　　 電話②：

 　　 Email ：